

第4章 基本理念実現に向けた個別施策

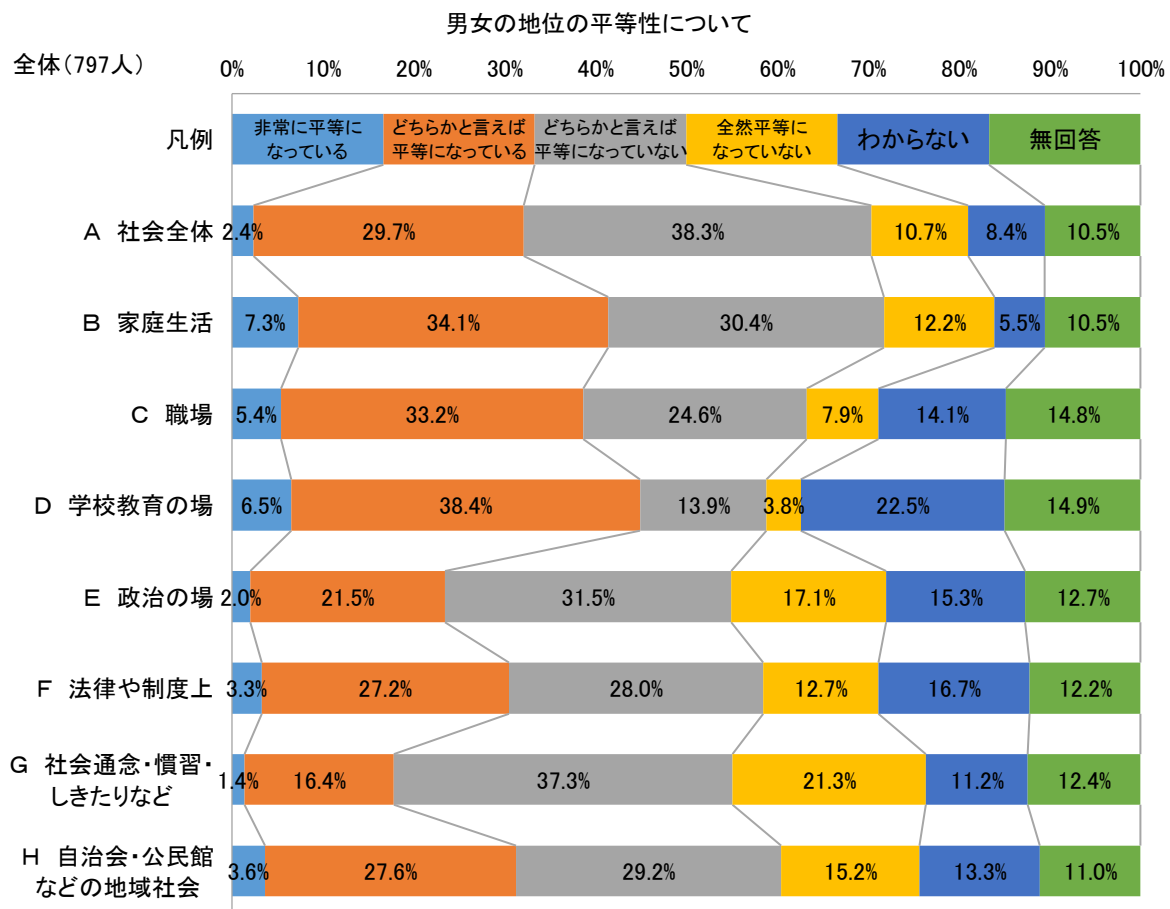
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた“こころ”づくり

【現状と課題】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成において、その根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

しかしながら、様々な場において男女間の固定的性別役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとは言えない状況が依然として見受けられます。

そのため、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発・広報活動を推進するとともに、人間としての権利の尊重についての男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。



基本方針① 人権尊重意識の啓発

1 男女平等意識に関する情報発信・啓発

アンケート調査結果では「男女共同参画社会の実現に向けて必要な取組」として「男女平等についてお互い理解し、協力する（51.7%）」が最も多い回答となっています。

そのため、市民一人ひとりの意識に残る性別に基づく固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画についての認識や理解を一層深め、定着させるために、積極的な広報・啓発活動に取り組みます。

取組の方向性	担当部局
①「市報 そお」や市ホームページ、コミュニティFM等を活用し、男女共同参画についての広報・啓発を行います。	企画課
②図書館に男女共同参画に関わる一般書や児童書を集めたコーナーを設置し、その充実に努めるとともに、親子読書会等での活用を推進します。	社会教育課
③男女共同参画についての啓発を行うため、市民・地区公民館・各種団体・PTA等を対象とした講演会等の開催に努めます。	企画課

2 関係機関・団体等との連携・協働による啓発

固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての認識や理解を深めるためには、広報・啓発活動での周知が必要となります。

そのため、県・企業・女性団体・NPOなどと連携・協働した啓発活動に取り組みます。

取組の方向性	担当部局
①県・企業・女性団体・NPOなどと連携・協働した啓発活動を推進し、フォーラムやイベント等を開催します。	企画課
②「男女共同参画週間」「人権週間」「男女雇用機会均等月間」での啓発活動の充実に努めます。	企画課 市民課
③市議会と連携して、「議会だより」等を活用した男女共同参画の広報・啓発を行うとともに、休日等議会など傍聴しやすい環境設定に努めます。	議会事務局

3 あらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境づくり

アンケート調査結果では「あらゆる形態の暴力を受けた際の行動」として「どこ（だれ）にも相談しなかった（37.3%）」が最も多い回答となっています。その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が過半数を占めています。中には、暴力であるという認識がないまま深刻化する状況もあることから、どの程度の暴力がDV等に値するものかといった周知・啓発を行う必要があります。

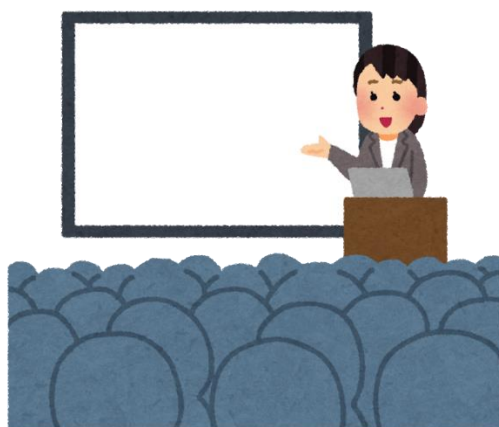
そのため、実態調査を行い、現状把握に努めるとともに、相談員の専門性の向上や情報提供、相談窓口の周知に努めます。

取組の方向性	担当部局
①DV・セクハラ実態調査を行い、現状の把握分析に努めます。	企画課
②ストーカー行為や暴力被害を受けている人に対する適切な相談が行えるようにDV相談窓口の充実に努めます。	企画課 福祉事務所
③暴力の被害者・加害者にならないよう、お互い尊重しあえる関係づくりについて考える機会を提供するため、デートDVについての啓発を行います。	企画課 学校教育課 福祉事務所
④相談内容の多様化・複雑化に対応するため、相談員研修会や事例検討会等に積極的に参加し、相談員の専門性の向上を図ります。	企画課 福祉事務所
⑤広報紙・情報誌への啓発記事の掲載、講座や研修会を開催し、暴力根絶の意識づくりを促すとともに、相談窓口の周知に努めます。	企画課
⑥セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるといった社会的認識や、関連する法令・省令など、セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供を行います。	企画課



〈取組の現状及び目標〉

施 策 方 針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	図書館の「男女共同参画コーナー」の充実	一般書 72 冊	一般書 80 冊 児童書 10 冊
1	親子読書会での, 男女共同参画に関する書籍の使用	—	年 1 回
1	「男女共同参画社会」という用語の認知度	66.4%	100.0%
2	関係機関・団体と連携・協働したイベント等の開催	市内女性団体と協働したイベント開催／年 1 回 (平成 9～28 年まで)	イベント等開催／年 1 回
2	「人権週間」(12/4～12/10) での啓発活動	・ポスターの掲示／年 1 回 ・園児による人権キャラクターぬり絵の掲示／年 1 回 ・各支所での人権相談	・ポスターの掲示／年 1 回 ・園児による人権キャラクターぬり絵の掲示／年 1 回 ・各支所での人権相談
3	DV・セクハラ防止に関する講座研修会の実施	年 1 回	年 1 回
3	各種相談窓口の周知度	—	100.0%
3	家庭児童相談員等の研修会の開催	—	年 1 回
3	「セクシュアル・ハラスメント」の認知度	78.0%	100.0%



基本方針② 男女共同参画に関する教育・学習の推進

1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

アンケート調査結果では「男女の地位の平等感」として「どちらかと言えば平等になっていない・全然平等になっていない」とする回答は「社会通念・慣習・しきたりなど(58.6%)」が最も多くなっています。

そのため、男女共同参画社会の形成という観点から、見直すべき家庭・地域・職場などさまざまな場所における制度や慣行について、住民の主体的な気づきとなる積極的な広報・啓発に努めます。

取組の方向性	担当部局
①固定的性別役割分担意識をはじめとする市民意識の定期的な調査を実施します。	企画課
②家庭・地域・職場などさまざまな場所における固定的性別役割分担や、慣習・慣行を見直すため、広報等による啓発活動に取り組みます。	企画課
③企業経営者や管理職等の男女共同参画に関する理解を促進し、職場における固定的性別役割分担や、慣習・慣行の見直しを勧奨します。	企画課

2 人権尊重と男女平等を推進する学校教育の充実

男女共同参画社会の形成や、男女がともに自立して個性と能力が発揮できる社会の形成のためには、男女共同参画の意識の醸成を図る教育・学習が必要となります。また、児童生徒が固定的性別役割分担意識に基づく職業のイメージに捉われることなく、主体的に選択できるような環境づくりも必要です。

そのため、学校・家庭・地域が連携を図り、各種講座やセミナーの開催等を行い、学校教育や保育環境づくりの向上を図ります。

取組の方向性	担当部局
①子育て中の保護者に対する啓発のため、各小中学校単位での各種講座やセミナー開催に努めます。	学校教育課
②教職員・保育士等を対象にした研修を実施するなど、教育の場において男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材の育成に努めます。	学校教育課 福祉事務所
③学校・幼稚園・保育園等において、子どもたちが性別にとらわれずに個性を育むことのできる学校教育や保育環境づくりに努めます。	学校教育課 福祉事務所

3 生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進

人権意識や男女平等意識に基づき、男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たすことから、学校教育はもちろん、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて、家庭教育や社会教育、学習の機会が必要となります。

そのため、男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充を図ります。

取組の方向性	担当部局
①市総合大学において市民が男女共同参画について学ぶ機会を提供し、啓発を図ります。	社会教育課
②公民館等地域での生涯学習活動における固定的性別役割分担意識が定着しないよう、男女共同参画の視点に立った講座・事業の企画・運営に努めます。	社会教育課
③男女共同参画社会を目指すための生涯学習の拠点として、各公民館を市民が利用しやすいものとするため、市民のニーズの把握に努めるとともに、情報発信・情報収集の拠点としての機能を充実させます。	社会教育課
④事業主や市民団体等のリーダーが、男女共同参画の重要性を理解し、その責務（役割）を果たすよう、啓発に努めます。	企画課 社会教育課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	市民意識調査	5 年に 1 回 (曾於市男女共同参画に関する意識調査)	5 年に 1 回
1	固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)にとらわれない人の割合	61.5%	80.0%
2	各小中学校単位での男女共同参画に関する各種講座やセミナーの開催	—	年 1 回
3	市総合大学での男女共同参画関連講座	0 講座	2 講座
3	各事業所・地区公民館等での男女共同参画に関する出前講座	—	年 1 回

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる“家庭環境”づくり

【現状と課題】

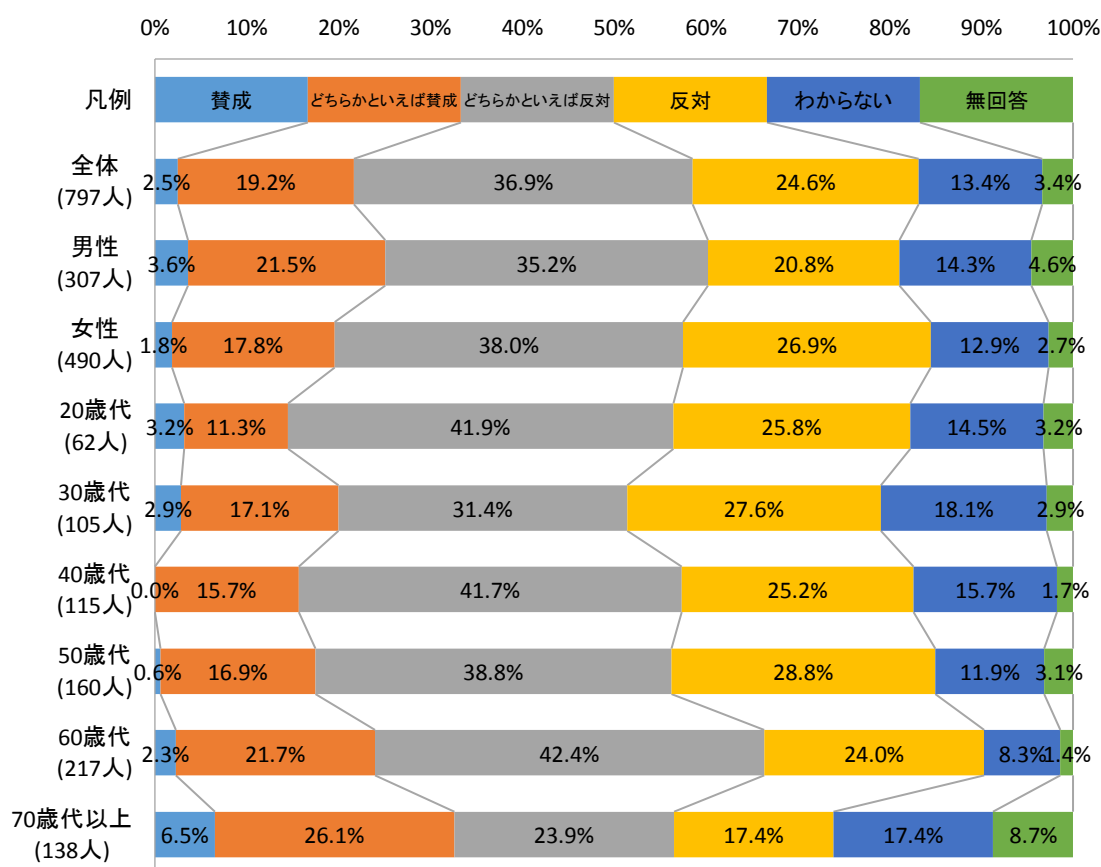
男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であるため、男女の性差に配慮した健康の保持・増進を推進します。

また、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。

DVによる被害は、人々の認識や社会的な理解が不十分なため、家庭内や恋人間の個人の問題として捉えられ、被害が潜在化しています。

身体的な暴力に限らず、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力や人権侵害を許さない社会意識の醸成とともに、被害者支援に努めます。

固定的性別役割分担意識について



基本方針① 家庭における男女共同参画の推進

1 家庭における男女共同参画の促進

アンケート調査結果では「家事」「育児」において「主に妻が行っている」とする回答割合が高くなっています。回答者の過半数が共働きであることから、女性は仕事と家庭における負担が高い傾向にあることが伺えます。

そのため、家庭における男女共同参画推進のための情報提供や相談、情報交換の場の提供に努めます。

取組の方向性	担当部局
①家庭における男女共同参画推進のための情報提供を行います。	企画課 社会教育課
②子育て・介護の不安解消及び相談、情報交換の場の提供に努めます。	福祉事務所 保健課 介護福祉課

2 役割分担における家庭環境の充実

男性が主体的に、家事・育児・介護など家庭生活に参画できるようにするため、家事・育児に関する知識を身に付ける必要があります。

そのため、男性自身が男女共同参画の意義について理解を深め、固定的性別役割分担意識に捉われず、積極的に参画できるよう、男性を対象とした広報・啓発を図るとともに、学習機会の提供に努めます。

取組の方向性	担当部局
家庭における男女の固定的性別役割分担意識を是正し、男性の家事・育児・介護など家庭生活への参画を促進するため、啓発活動や学習機会の提供に努めます。	企画課 関係各課



3 家庭教育における男女共同参画の推進

次代を担う子ども達が、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、自立してそれぞれの個性と能力を伸ばすことができるよう、家庭においては、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合えるような子どもの人格形成を図る必要があります。

そのため、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を行い、家庭教育の支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
個性を尊重しながら、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーを身につけるための家庭教育の支援に努めます。	社会教育課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	- 生活機能向上のための機能訓練、リハビリ専門職の訪問、通所、身体介護、生活援助 - 介護予防ケアマネジメント、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業の実施	- 生活機能向上のための機能訓練、リハビリ専門職の訪問、通所、身体介護、生活援助 - 介護予防ケアマネジメント、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業の実施
1	そお生きいき健康センターを拠点とした、子育て・介護に関する情報提供	- そお生きいき健康センター年間利用者数／66,364 人（平成 28 年度） - 子育て支援センター利用者数／のべ8,301 人（平成 28 年度）	- そお生きいき健康センター年間利用者数／70,000 人 - 子育て支援センター利用者数／9,000 人
2	家庭内の事柄を「夫と妻が分担」している割合	- 家事／20.7% - 育児／20.8% - 家族の介護・看護／18.7%	- 家事／50.0% - 育児／50.0% - 家族の介護・看護／50.0%
3	男女共同参画をテーマとした家庭教育学級の開設	年 1 回	年 2 回

基本方針② 生涯を通じた男女の健康支援

1 男女の主体的な健康づくりの推進

生涯を通じた健康を保持増進するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を推進する必要があります。

そのため、各種健康診査、健康指導等の実施、幅広い年代への健康づくりに関する情報提供や啓発、広報活動に取り組みます。

取組の方向性	担当部局
①健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及など、疾病予防だけではなく、健康づくりや体力づくりを支援します。	保健課
②予防を重視した健康診査や健康指導事業を推進するとともに、関係機関と連携しながら早期発見・早期治療につながる保健医療体制の充実を支援します。	保健課
③うつ病など精神疾患とその対応についての啓発、健康問題や経済・生活問題などに対する各種相談窓口の周知、職員などへの研修等、総合的な自殺対策を推進します。	総務課 保健課 福祉事務所



2 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

男女がお互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持つ事は男女共同参画社会の形成の前提となります。そのため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に立った健康保持・増進を図る必要があります。

特に妊娠・出産期は女性にとって大きな節目であり、健康上不安定な時期となるため、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう必要な支援を行うとともに、不妊に悩む方にも関係機関と連携した支援を行います。

取組の方向性	担当部局
①妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。	保健課
②妊娠・出産、子育てに関わる悩み相談や情報提供、指導・助言の充実を図ります。	保健課
③不妊治療を受けた夫婦に不妊治療助成金を給付し、経済的負担の軽減を図ります。	保健課
④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進により、不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備を推進します。	総務課 企画課
⑤学校教育において、児童生徒の発達段階を踏まえ、性に関する正しい理解と知識の普及に努めます。	学校教育課 保健課

3 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯にわたって、誰もが心身ともに健康で健やかに暮らせる社会は、男女共同参画社会の基本です。その社会の実現のためには、市民一人ひとりが、適切かつ自主的に健康管理や健康づくりに取り組むことが大切です。

そのために年齢や体力に応じて市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供し、健康の維持・増進に努めます。

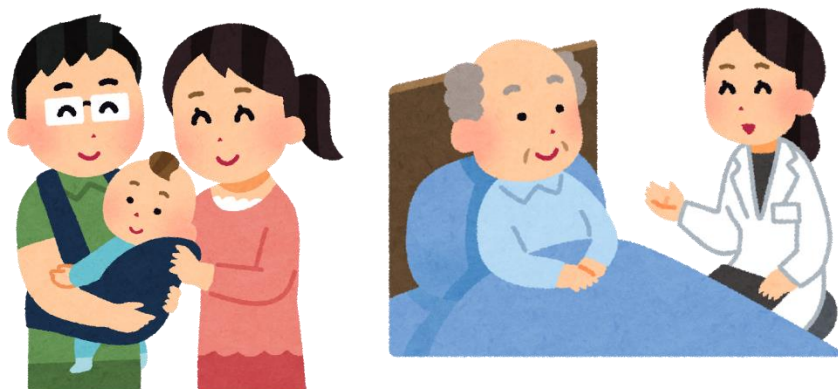
取組の方向性	担当部局
健康・体力保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。	社会教育課

4 育児・介護支援の促進

アンケート調査結果では「子育てや介護に対する社会の支援」として「基本的に家族が行うことであるが、社会がある程度支援する必要がある（44.4%）」が最も多い回答となっています。

家庭において育児や介護などは、家族の共同責任で行い、協力して築いていくことが大切ですが、子育て中の家庭、介護が必要な家族を抱えた家庭等に対する支援の充実と高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーなまちづくりの推進に努め、不安や悩みの解消を図ります。

取組の方向性	担当部局
①子育て家庭の支援体制強化・充実を図り、多様化するニーズに対応できる保育サービスの提供により、子育てしながら就労できる環境づくりに努めます。例) 乳児保育/延長保育/一時預かり/病後児保育/休日保育/障がい児保育	福祉事務所
②放課後児童クラブ事業など学童保育等の充実により、学校と地域が連携して児童の健全育成に努めます。	福祉事務所
③子どもの健全育成支援のため、子育てに関する相談支援体制の充実を図ります。	保健課 福祉事務所
④子育て等に不安を持つひとり親家庭に対し必要な情報の提供や助成を行うとともに、困窮世帯に対しては生活の安定と自立支援の促進につとめます。	福祉事務所
⑤介護の負担が家族に偏ることのないよう社会全体で支えるために、介護保険サービス等の周知・啓発を行います。	介護福祉課
⑥高齢者や障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活し、その意欲や能力に応じて社会へ参画できるように、ニーズを踏まえたきめ細やかな在宅福祉サービスの提供に努めます。	介護福祉課 福祉事務所
⑦社会における様々な分野で高齢者や障がい者が自らの能力を十分に発揮し自己実現を図っていけるよう、その特性に配慮した、バリアフリーなまちづくりを推進します。	建設課



〈取組の現状及び目標〉

施 策 方 針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	ストレスチェック，職員相談会，産業医による健康相談の実施	3 日／年	6 日／年
1	健康相談会の実施	65 歳未満 年 49 回	65 歳未満 年 55 回
1	自殺対策に関する集える場の提供	2 カ所	4 カ所
2	不妊治療助成件数	のべ 12 件（8 組）	20 件
2	性に関する研修会（教職員向け） 養護教諭等研修会の開催	— 年 5 回	年 1 回 年 5 回
3	悠久の森ランニング大会	参加人数／約 550 人	参加人数／800 人
4	病後児保育実施施設	—	1 カ所
4	放課後児童クラブの実施	23 カ所	28 カ所
4	バリアフリーなまちづくり	鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき，特定公共施設の新築建物については基準に適合させるよう努めている。	既存の建物について，鹿児島県福祉のまちづくり条例に適合するよう改修を進める。



基本方針③ 家庭におけるあらゆる形態の暴力の根絶

1 家庭におけるあらゆる暴力の早期発見と防止対策

男女共同参画を阻害する暴力的行為は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、許されるものではありません。男女間をはじめとする暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を普及していくことが必要となります。

これらの問題は、人間の尊厳を侵害し、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題となるため、その根絶に向けた講座や研修会を開催するとともに、児童虐待防止への周知を図り、関係機関と連携した支援を行います。

取組の方向性	担当部局
①広報紙・情報誌への啓発記事の掲載、講座や研修会を開催し、暴力根絶の意識づくりを促すとともに、相談窓口（家庭児童相談員、母子支援員）の周知に努めます。	企画課 福祉事務所
②児童虐待に係る関係機関の連携を深めるとともに、啓発ポスター、チラシ等の配布や市民向けの研修会を開催して児童虐待防止啓発に努めます。	福祉事務所 学校教育課
③養育に困難を抱える家庭への支援を行うため、母子生活支援措置に努めます。	福祉事務所
④子育てに関する悩み相談や児童虐待の通報・早期発見につなげるため、家庭児童相談室の充実に努めます。	福祉事務所 学校教育課
⑤自治会長、民生委員、児童委員、母子支援員等への研修と、通告義務についての広報を行います。	福祉事務所



2 被害者に対する支援

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、被害者に対する偏見や、夫婦・恋人・親子間という家庭内・個人的な事案であることや、関係機関に相談や申告することについて、大きな抵抗感を持つことが多く、被害者への暴力の問題は潜在化する傾向があります。また、市民・地域と連携して早期発見・未然防止に努めるとともに、相談窓口などのサポート情報の広報を強化する必要があります。

そのため、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、状況に応じた支援を行います。

取組の方向性	担当部局
①DV等の相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携し、相談者へ適切な助言・支援を行います。	企画課 福祉事務所 関係各課
②被害者が一人で悩まず早期に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できる環境の整備に努めます。	
③支援・調整を行うDV窓口を一元化することにより、被害者の負担軽減を図ります。	
④被害者が自立に向けて生活基盤を早期に確保できるよう、支援を行います。	
⑤被害者の安全確保のため、被害者に関する情報の保護について適切に対応します。	
⑥被害者への適切な対応等について、関係課職員へ研修を行います。	
⑦相談内容の多様化・複雑化に対応するため、相談員研修会や事例検討会等に積極的に参加し、相談員の専門性の向上を図ります（再掲）。	



〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	児童虐待に関する広報	年 1 回	年 3 回
1	管理職研修会における児童虐待防止についての指導	年 5 回	年 5 回
1	生徒指導主任等研修会・養護教諭等研修会における児童虐待防止についての指導	・年 2 回（生徒指導主任） ・年 1 回（養護教諭）	・年 3 回（生徒指導主任） ・年 2 回（養護教諭）
1	教育相談窓口の設置, 啓発チラシの配布	・来所・電話相談（月～金） ・チラシ／年 2 回配布	・来所・電話相談（月～金） ・チラシ／年 3 回配布
2	D V 対策庁内連絡会議の開催	年 1 回	年 1 回
2	子ども家庭総合支援拠点の整備	—	1 カ所

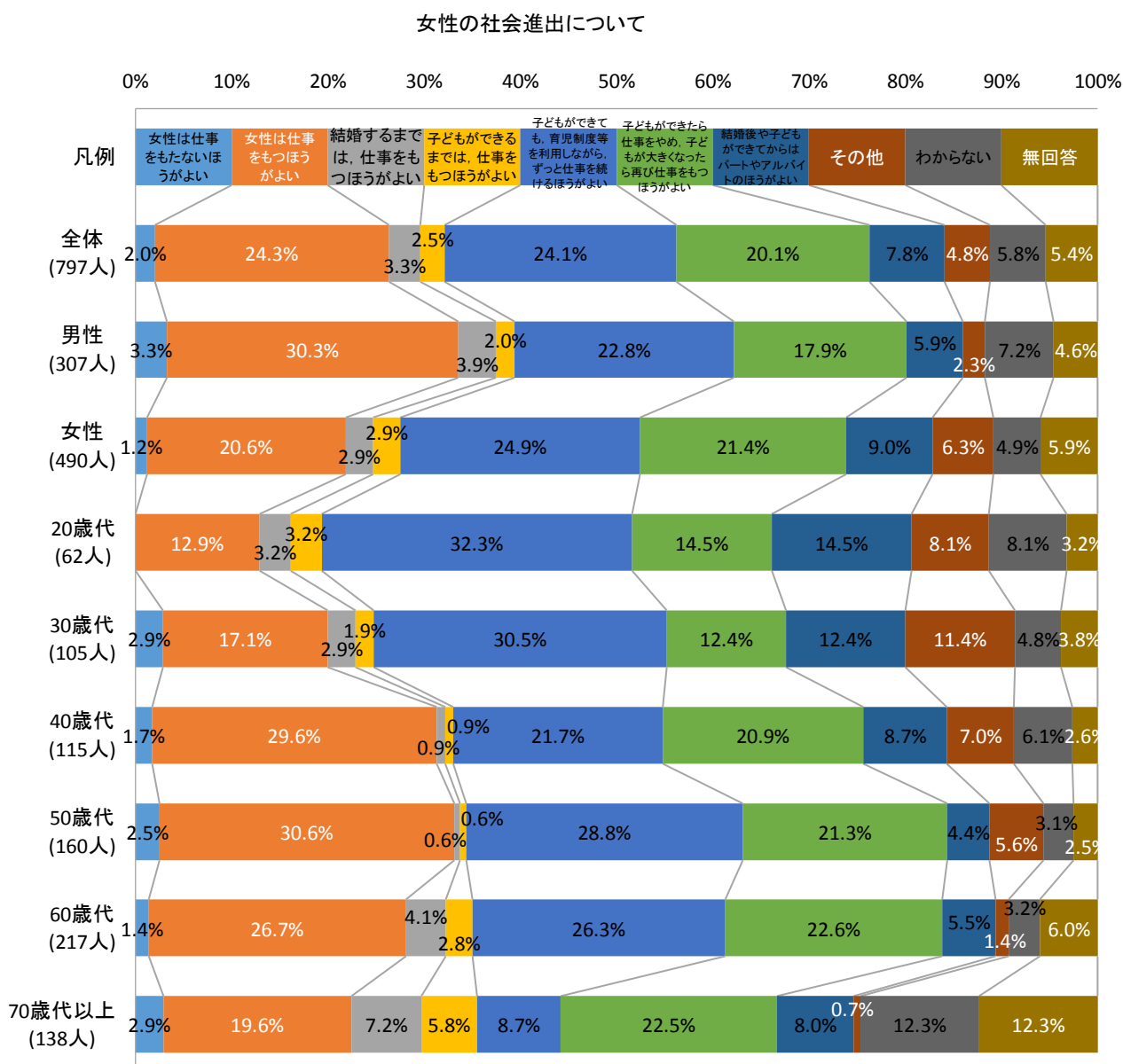


基本目標Ⅲ 男性も女性も、ともに活躍できる“就業社会”づくり

【現状と課題】

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法整備が実施され、個人の意識の多様化等、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになってきていますが、職場、地域活動などの中で方針決定過程の場への女性の参画は十分に果たされていません。

そのため、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。



基本方針① 女性の活躍と参画の促進

1 様々な分野での活躍の支援

アンケート調査結果では「女性が仕事をもつこと」として「女性は仕事をもつほうがよい（24.3%）」「子どもができて、育児制度等を利用しながら、ずっと仕事を続けるほうがよい（24.1%）」が回答の上位となっています。このことは、男女別でみても同程度の回答割合となっています。今後、男女が対等な立場で働くことができる職場の環境づくりが必要となります。

そのため職場におけるポジティブ・アクションの取組や、女性活躍推進法に基づく取組についての周知・啓発に努めるとともに、農林業・商工自営業の職場環境の整備を図ります。

取組の方向性	担当部局
①女性の積極登用やワーク・ライフ・バランスに資する取組等を推進するため、職場における男女格差解消に向けた「ポジティブ・アクション」の取組や、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	企画課 商工観光課
②職場においてワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、仕事と家庭生活が両立しやすい職場づくりを企業に働きかけます。	
③農林業・商工自営業に従事する女性の労働時間の適正化や出産・育児休業等の確保、労働に対する適正な評価を行うための家族経営協定締結を促進し、就業環境の整備に取り組みます。	商工観光課 農林振興課
④農林業・商工自営業の担い手が、就業の場において性別等にかかわらず能力を発揮できるよう、生産技術・経営能力を高めるための学習機会の確保と情報提供を行います。	



2 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域においても、その活動分野の拡大が進んでいますが、政策方針決定の場においては、女性の参画は未だ十分とはいえない状況です。多様化する地域課題の解決に向けては、家庭・職場・地域など、あらゆる分野に男女がともに主体的に参画し、相互の意見を反映させていくことが必要となります。

そのため女性が地域活動や社会的意思決定の場で、男性とともに重要な役割を果たせるよう、女性の参画や登用の促進を図ります。

取組の方向性	担当部局
①各種審議会における女性委員割合の目標値を定め、全庁的に推進します。	全庁
②女性職員の職域拡大や能力向上のため、管理職の女性登用・研修の実施に努めます。	総務課
③女性が家庭と地域活動を両立できるような地域の仕組みづくりを支援します。	総務課 企画課

3 事業所・経営者に対する啓発

「女性活躍推進法」の施行等により、働く場における女性の活躍が一層重要となっています。女性の活躍を促進するためには、経営者の意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進、女性の再就職支援などを行う必要があります。

そのため、企業を対象とした意識・実態調査の実施や情報提供などを通して、企業に向けた啓発を図ることや、経営者自身が女性の雇用や管理職への登用等に積極的になれるよう働きかけを行いつつ、企業におけるポジティブ・アクションの取組などにも注視し、企業への支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
①労働条件、賃金等の状況や、仕事と家庭生活との両立支援体制の実態等の調査を実施し、男女平等やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所に対する啓発を行います。	企画課 商工観光課
②企業等における男女平等の雇用や両立支援への取組を促進するため、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法等の法律・制度や両立支援制度に関する学習機会や情報の提供を行います。	
③就業の場における男女共同参画を推進させるため、民間の企業等へ女性登用の拡大を促します。	

〈取組の現状及び目標〉

施 策 方 針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	生産技術・経営能力を高めるための 学習機会の確保	年 21 回 (平成 28 年度末現在)	年 21 回
1	家族経営協定締結の推進	締結率／21% (平成 28 年度末現在)	締結率／30%
1	「ワーク・ライフ・バランス」の認 知度	60.0%	80.0%
1	女性起業の支援	新規就業者認定数の うち女性の割合／44 名中 9 名	新規就業者の 1/3
2	各種審議会における女性委員割合	23.6%	40.0%
2	市役所の係長職以上に占める女性 職員の割合	9.6%	10.0%
2	女性リーダーのためのマネジメン ト研修への派遣	年 1 回 1 人	年 2 回 2 人
2	女性職員を対象としたキャリアア ップ研修の実施	年 1 回	年 2 回
3	男女雇用均等法等の情報提供を広 報紙へ掲載	年 0 回	年 1 回
3	「男女雇用機会均等法」の認知度	79.7%	100.0%
3	「育児・介護休業法」の認知度	80.0%	100.0%

基本方針② 職場（働く場）における男女共同参画の推進

1 企業におけるポジティブ・アクションの促進

女性の活躍が進むことは、多様な視点や新たな価値観を取り入れることが期待されるとともに、女性だけでなく、男女が共に仕事と仕事以外の生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものです。

そのため、企業における女性の参画促進に向けて、管理職等への女性の登用を進めるとともに、労働者が職業生活・家庭生活・地域生活の両立ができる企業の環境づくりの支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
①一人ひとりのやる気を引き出し、やりがいを実感できる職場づくりに向けて、企業等に対し、男女共同参画を推進する啓発事業に取り組みます。	企画課 商工観光課
②男女がともに働きやすい職場環境を構築するため、国や県、市などの労働に関する法律・制度について周知し、その活用を促進します。	
③労働者が職業生活、家庭生活、地域活動に参加できるよう、事業所に対して労働時間短縮への啓発を図ります。	
④有給の病気休暇取得の保障等について、事業所等に対する啓発を行います。	

2 働く場における平等な機会と公平な待遇の確保の推進

アンケート調査結果では「女性と男性で差別されていること」として「賃金に差別がある（50.0%）」とする回答が最も多くなっています。また、非常勤の勤めの方は、常勤の勤めの方と比べて、能力開発の機会に恵まれず、十分なキャリア形成ができないことや、不安定な雇用形態にあることから、雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進する必要があります。

そのため、企業に対して雇用環境の改善に向けた啓発を行っていくとともに、相談体制や情報の提供等の支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
①パートタイム・派遣労働者等の労働条件向上のため、パートタイム労働法等の周知徹底を図り、雇用環境の改善に向けた啓発活動を行います。	企画課 商工観光課
②働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けないよう、労働環境の整備のための取組を支援します。	
③就業の場における様々な相談に対応するため、相談窓口設置を促します。	

3 女性の就業支援

出産・育児等により離職した女性は、再就職への意欲はあっても、離職後のブランクや仕事と家庭等の両立に対する不安などで、就職へ踏み出せない現状があります。

そのため、必要な情報の提供や、子育てしながら受講できる職業訓練の機会の提供等を行い、スキルアップを図れるよう、女性の就業支援を行っていきます。

取組の方向性	担当部局
①就労を支援する各種講座等を開催し、就業や再就職等を希望する市民に対して、就職に向けた支援を行います。	企画課 商工観光課
②キャリア相談や職業紹介、求職活動に役立つ保育情報の提供を行うなど、子育てのために仕事を辞めた女性やひとり親家庭の母等の再就職支援に努めます。	福祉事務所
③さまざまな分野にチャレンジする女性に対して、語学学習、キャリアプランづくり、子育てとの両立など、キャリアコンサルタントや保育士などによるアドバイスや支援を図ります。	企画課 商工観光課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	「ポジティブ・アクション」の認知度	33.2%	60.0%
1	男女共同参画や女性の職場環境についての啓発チラシ配布	年 0 回	年 1 回
2	雇用環境等の改善啓発等のチラシ配布	年 0 回	年 1 回
2	「職場における女性と男性での差別はない」と思う人の割合	66.1%	80.0%
3	就労支援等の啓発資料を広報紙に掲載	年 0 回	年 1 回
3	女性起業家応援プロジェクトによる起業支援セミナー受講者起業数	1 名	10 名
3	高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の対象者数	2 名	5 名

基本方針③ ワーク・ライフ・バランスの推進

1 働く男女の育児・介護支援の促進

アンケート調査結果では「責任や役割を果たすために必要なこと」として「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと（43.0%）」が最も多い回答となっています。

そのため、事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度や関連する様々な制度等について周知及び普及を促進し生活環境の整備向上を図ります。

取組の方向性	担当部局
①労働基準法や男女雇用機会均等法における、妊娠・出産・育児等に関する制度の周知・啓発を行います。	保健課 企画課
②男性の家事・育児への参画を促すために、男性を対象とした料理教室や子育て講座を開催し、学習の機会や情報を提供します。	企画課 福祉事務所 社会教育課
③学童保育を推進し、小学校の余剰教室等を活用して適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	福祉事務所
④育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方からなる会員相互援助を実施し、仕事と育児の両立を支援するためのファミリー・サポート・センターの運営について検討します。	福祉事務所
⑤情報交換や仲間づくりの場となる子育てサークルの活動を育成・支援します。	福祉事務所 保健課



2 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

アンケート調査結果では「ワーク・ライフ・バランスを進めるための取組」として「ワーク・ライフ・バランスについて理解を広める（46.2%）」が最も多い回答となっています。男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援を推進していく必要があります。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解を促進できるよう、国・県等の関係機関と連携し情報提供に努めます。

取組の方向性	担当部局
①国・県等の関係機関と連携しながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進施策、相談機関等の情報提供に努めます。	総務課 企画課
②国・県等の関係機関と連携しながら、仕事と家庭が両立できる職場づくりのための各種法制度や支援制度等の情報提供に努めます。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	ファミリー・サポート・センターの設置	—	1 カ所



基本方針④ 職場におけるあらゆる形態の暴力の根絶

1 ハラスメント等の早期発見と被害の防止

昨今、「パワハラ」「モラハラ」など、職場における「ハラスメント」が急増しています。相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、当事者や周囲に身体的・精神的な苦痛を与え、就業環境を悪化させる行為をなくすためには、職場での周知や対策への支援が必要となります。

そのため、ハラスメントの防止について、様々な機会を通じて周知に努めるとともに、関係機関における各種相談窓口の情報提供や関連講座の開催等啓発を行っていきます。

取組の方向性	担当部局
①関係課や関係機関と連携した被害者支援体制の確立や、早期発見のための相談対応マニュアルの整備に取り組みます。	総務課 企画課 商工観光課
②ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、職場などにおけるハラスメントを防止するため、関連講座を開催する等の啓発活動に取り組みます。	

2 被害者に対する支援

被害者にとっては相談までに時間を要する場合もあり、その結果、問題がより悪化してしまう状況が考えられます。男女が仕事上の対等なパートナーとして人格を尊重しあい、働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメント防止についての取組は不可欠であり、啓発活動や相談体制の充実を図らなければなりません。

そのため、関係機関と連携し、相談機関の情報提供や無料相談の実施等の支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
関係機関と連携して、相談機関の情報提供や無料相談の実施等、ハラスメント被害者の支援に取り組みます。	総務課 企画課 商工観光課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	ハラスメント防止啓発資料を広報紙へ掲載	年 0 回	年 1 回

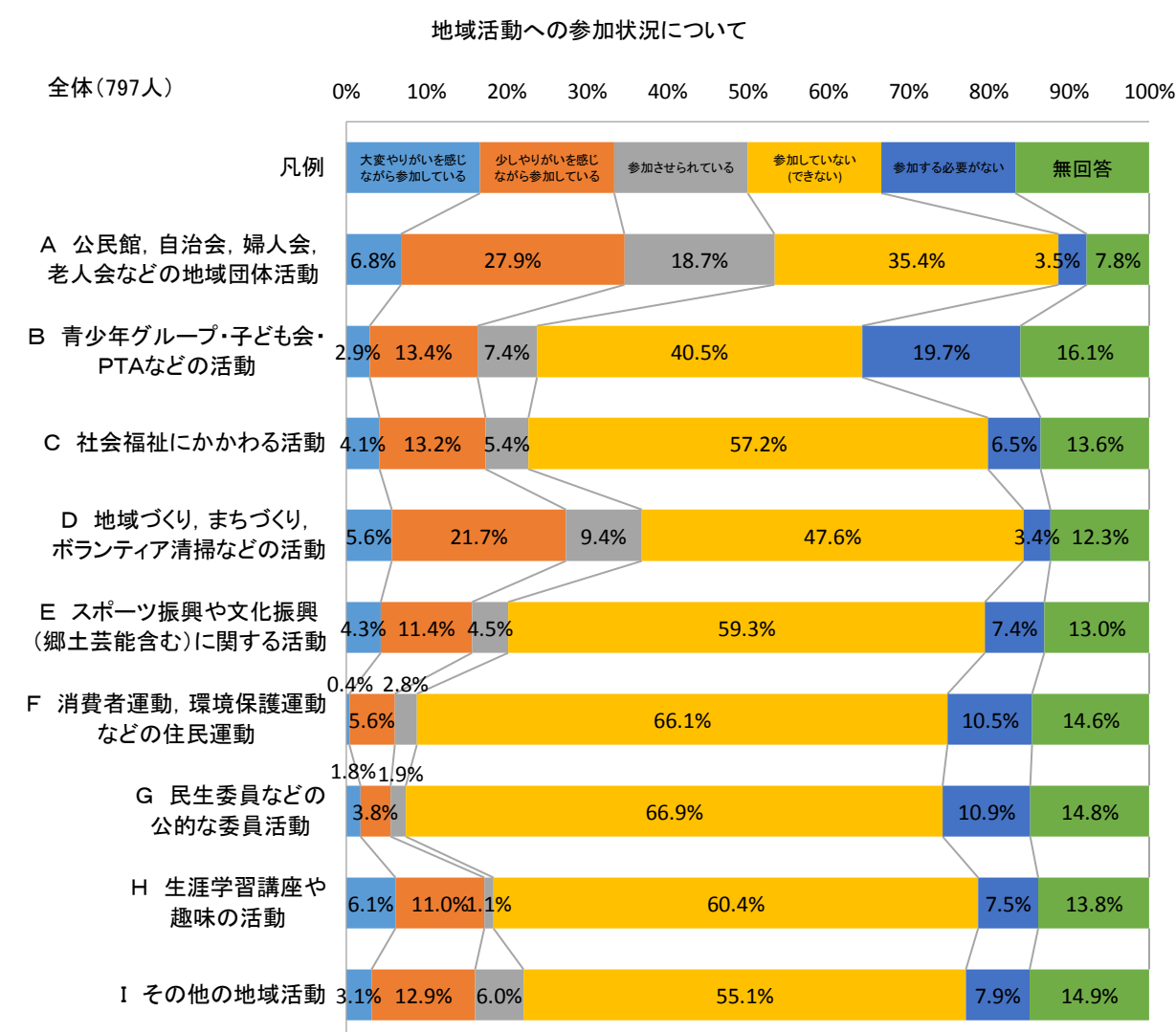
基本目標Ⅳ 男女がともに参画する“地域社会”づくり

【現状と課題】

女性も男性も，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため，まちづくりの原点である「互いの支えあい」による社会参加意識の醸成，女性が一層の市政への参加ができる環境づくりなど，継続した取組が必要です。

男女の性差に応じて生涯を通じた健康づくりを推進するとともに，経済的困難や社会的困難など，さまざまな生活上の困難に直面する女性等の支援体制の充実を図ります。

また，近年，複雑多様化している男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた対応や，被害者救済及び自立に向けた支援体制の充実，女性視点を反映した地域の防災力向上に取り組み，安心・安全な暮らしの実現を目指します。



基本方針① 共生・共働による活力あるまちづくり

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

暮らしやすく活力ある地域社会づくりを進めるためには、男女ともに地域社会における諸活動に参画することができる環境の整備と意識の啓発が必要となります。未だ地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や若者のニーズに配慮した運営が行われにくいことが課題といえます

そのために男女共同参画社会の実現を目指す活動を推進するためのリーダーの養成や、活動拠点の充実を図ります。

取組の方向性	担当部局
① P T Aや自治会など各種団体の地域活動における男女共同参画を促進するための仕組みづくりに取り組みます。	社会教育課 総務課
② 女性の積極的な地域活動参画を推進するため、男女共同参画の視点を持った女性リーダー育成の学習機会を提供するとともに、男女共同参画に関する事業等についての情報提供を行います。	企画課 社会教育課

2 あらゆる人を排除しない地域社会づくり

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、外国人、貧困など生活上の困難を抱える方の健康維持や生活の安定に向けた支援が必要となります。また、生活困窮者自立支援法の施行や自立相談支援事業の実施の義務付けにより、自治体には支援体制の強化が求められています。

そのために地域における各種相談員の活動に対する支援等を推進し、多様性を認め合い、互いを尊重して支え合う地域社会の実現を図ります。

取組の方向性	担当部局
① 高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活し、その意欲や能力に応じて社会へ参画していけるよう、社会参加活動を促す研修会・講演会等の開催に努めます。	社会教育課 福祉事務所 介護福祉課
② 社会を支える重要な構成員として、高齢者や障がい者が地域の中で自立し社会参画していくために、就労支援の総合的な推進体制を目指します。	福祉事務所 介護福祉課
③ 日常生活において必要な情報を外国語による表記を行い、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを推進します。	全庁
④ さまざまな生活上の困難に直面する方に対し、相談員や関係機関等が連携し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、支援体制や支援策の効果的な広報活動を推進します。	福祉事務所

3 地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進

地域では、男女の役割分担に対する偏った意識や評価が残っているなど、女性が社会活動に参加しにくい状況があります。また、核家族化や少子高齢化の進行によって、地域での支え合いや地域コミュニティの必要性が高まっています。

そのため、男女がともに、様々な地域の活動に参画できるよう、啓発の充実を図るとともに、コミュニティセンターや各地域で行われている各種の自主的な地域活動が円滑に行われるよう支援していきます。

取組の方向性	担当部局
①男女共同参画に関する理解を深めるために活動している市民に対する支援を行います。	全庁
②男女共生フォーラムの開催などを通じて、女性団体等の活動やネットワークづくりを支援します。	企画課
③地域の子育てを支援するため、子育てに関する専門職や多様な団体、サークル等と協働しながら、子育てに係る環境づくりを推進します。	保健課 福祉事務所

4 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

被災時においては、男女双方や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所運営など、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制が求められます。

そのため、防災分野における意思決定・政策方針決定の過程や、現場における女性の参画を拡大し、多様な視点を反映することで地域の防災力向上を図ります。

取組の方向性	担当部局
①男女双方の視点を反映した防災体制の整備を促進するため、防災会議や消防団等、防災分野の意思決定の場への女性の参画を促進します。	総務課
②地域防災推進員の育成や防災訓練を行い、性別を問わず防災に対する知識を有する人材育成に努め、体制強化を図ります。	
③防災に関する学習機会の提供や知識の普及に努めます。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
2	高齢者・介助者向け講演会等の開催	・認知症講演会／2 回 ・介護事業者向け講演会／1 回 ・介護サポーター講座／3 回 ・終活講演会／1 回	・認知症講演会／2 回 ・介護事業者向け講演会／1 回 ・介護サポーター講座／1 回 ・終活講演会／1 回
2	高齢者学級の開催	18 学級／年 9 回	24 学級／年 9 回
4	防災分野の各種委員等への女性の登用	0 人	3 人
4	女性消防団員の確保	10 人	12 人



基本方針② 市の推進体制の充実

1 総合的な推進体制の充実・強化

本市における男女共同参画社会の実現には、行政・関係機関・企業・民間団体・市民が一体となってプランを推進していく必要があります。

そのために必要な推進体制の充実とプランの進捗管理、啓発活動を行っていきます。

取組の方向性	担当部局
①庁内の男女共同参画推進会議及び外部委員で構成される男女共同参画推進懇話会の開催を通じ、市の男女共同参画施策の進捗管理及び施策の効果的な推進を図ります。	企画課
②成果目標の達成度把握や取組の進捗管理を行い、プランの実現に努めます。	
③一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいけるよう、市職員及び市民等を対象とした研修を行い、啓発を図ります。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項目	現 状 (平成 29 年度)	今後の取組・目標
1	男女共同参画推進懇話会の開催	年 2 回	年 2 回
1	男女共同参画推進検討会の開催によるプランの進捗状況確認	年 1 回	年 1 回